

○ 公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 2 年 12 月 9 日

愛媛県立新居浜病院長 北條 禎久

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務

(2) 業務内容

愛媛県立新居浜病院医事会計・宿日直・外来クラーク業務公募型プロポーザル手続き等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2 年度から令和 4 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清

算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

カ 平成27年度から令和元年度までの間に、日本国内の一般病床200床以上の病院において、診療報酬請求事務を含む医事業務及びクラーク業務を実施し、3年以上の受託実績を有する者であること。

キ 総括責任者が休暇等により業務にあたらぬ場合には、それと同程度の資格・能力を持つ者（以下、「総括責任者の代行者」という）が配置できること。なお、事前に委託者に報告すること。

ク 愛媛県内に本社、支店、営業所又は事業所を有する者であること。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 企画提案者の実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 業務執行体制

業務執行体制の妥当性

ウ 各業務に対する提案

各業務に対する提案の妥当性

エ 危機管理体制

危機管理体制の妥当性

オ 見積金額

見積金額の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県立新居浜病院総務医事課医事係

〒792-0042

愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号

電話(0897)43-6161(内線1251)

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期限

令和3年12月9日(水)から16日(水)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年1月6日(水)午後5時15分まで

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県立新居浜病院総務医事課医事係
〒792-0042
愛媛県新居浜市本郷3丁目1番1号
電話(0897)43-6161(内線1251)
- (4) その他
詳細は、説明書による。